

我孫子市農地改良指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）の趣旨を踏まえて、農地法第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）の利用増進のために行う農地改良について必要な指導を行うことにより、優良な農地の保全維持に努め、農地の効率的な利用による農業の生産性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農地改良」とは、前条の目的達成のため、耕作に適した土による盛土又は切土等を行って農地の区画形質の変更をする行為をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱の適用区域は、市内の都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に規定する市街化調整区域とする。

(事前相談)

第4条 農地所有者及び工事施工者（以下「農地所有者等」という。）は、農地改良を目的とする農地法第4条及び第5条の規定による許可申請（以下許可申請）をする場合は、事前に別表第1に定める事前相談に必要な書類を農業委員会に提出し、相談を行うものとする。

(指導事項)

第5条 農業委員会は、前条の規定による事前相談を受けたときは、農地所有者等に対して、次に掲げる事項について、遵守するよう指導するものとする。

- (1) 農地改良を行う農地の周囲の環境保全に努め、日照、通風を確保し、また、隣接地への雨水の流出を防ぐこと。
- (2) 農地改良により道路や用排水路の分断、機能の低下及び周辺農地の農業生産条件、その他周辺地に悪影響を与えないよう措置を講ずるため、事前に道路や水路等の管理者と協議し、その協議結果について文書で農業委員会に報告すること。
- (3) 埋立土に一般廃棄物又は産業廃棄物を用いないこと。
- (4) 盛土の高さは、別表第2を参考に、水田においては畦畔が隣接道路

面まで、畑においては隣接道路面から30センチメートルまでを上限とすること。なお、農地改良が複数の道路に接続する場合で、高さが異なるとき、かつ高い道路から農機具等の搬入等を行わざるを得ない場合には、高い道路面から30センチメートルまでの高さを上限とすること。

(5) 盛土が道路を含む隣地面より高くなる場合は、盛土高と同等の長さで隣地から離して盛土を行うこと。なお、この場合、盛土の法面の斜度を30度未満とすること。

(6) 工事期間は、3か年以内とすること。

(7) 他の所有者の土地を搬入路として利用する場合は、当該搬入路の土地所有者の同意を得ること。

(8) 近接する周辺住民に対して農地改良事業の説明を十分に行い、その結果、住民から出された意見要望等を周辺住民への事前説明報告書(様式第12号)で農業委員会に報告すること。

(9) 作物の生育に適する土壌を用いて覆土すること。

(許可の申請)

第6条 農地改良を行おうとする農地所有者等は、農地改良等許可申請書(様式第1号)に、別表第1に掲げる許可申請に必要な書類(許可申請書を除く。)を添えて、農業委員会に提出するものとする。

(軽微な農地改良)

第7条 次の各号のいずれにも該当する場合は、軽微な農地改良とする。

(1) 盛土の高さは、水田においては畦畔が隣接道路面までを、畑においては隣接道路面から30センチメートルまでであること。

(2) 他の法律や条例等に基づく許認可等を要しないこと。

(3) 工事期間が3か月を超えないこと。

(4) 建設残土を使用しないこと。

2 前項の軽微な農地改良を行おうとする農地所有者等は、所定の書類により、当該農地改良を行う1か月前までに、農業委員会に届け出るものとする。

(許可済標識の掲示)

第8条 農地法第4条及び第5条による農地改良の許可を受けた者は、転用許

可済標識板（様式第 1 1 号）を現場に掲示して工事を施工するものとする。
（完了報告書の提出）

第 9 条 農地所有者等は、農地改良が完了したときは、農地改良完了報告書（様式第 1 3 号）に完成写真等を添付して農業委員会へ提出するものとする。また、作付計画に基づく作付けが完了したときには、作付完了報告書（様式第 1 4 号）に作付写真を添付して農業委員会に提出するものとする。

（委任）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会の会長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。